

大船渡市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金交付要綱

(目的)

第1 環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、市民の環境に対する意識の高揚及び再生可能エネルギーの普及を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備で、商用電力と連系し、自家使用を超える余剰分については、電力会社に売電することができるシステム(中古品を除く。)をいう。
- (2) 住宅 自己の居住の用に供する建物（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している建物にあつては、居住の用に供する部分の床面積が総床面積の2分の1以上を占めるものに限る。）であつて、自己又はその同居人が電力会社と電気の需給契約をしているものをいう。
- (3) 太陽電池の最大出力合計値 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値をいう。
- (4) 法定耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者は、法人以外の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の住宅に太陽光発電システムを設置し、又は太陽光発電システムが設置された市内の建売住宅を購入すること。ただし、太陽電池の最大出力合計値が10キロワット未満のものに限る。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる経費は、太陽光発電システムを設置する場合に要する経費とする。

- 2 補助金の額は、キロワット単位の表示による太陽電池の最大出力合計値（小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に3万円を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅用太

太陽光発電システム導入促進費補助金交付（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、申請は、1住宅につき1回限りとする。

2 申請者と住宅の所有者が異なる場合又は住宅が共有物である場合は、当該申請者以外の所有者又は共有者の承諾書（様式第2号）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る関係書類等を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助金交付の可否について、住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金交付決定（変更）通知書（様式第3号）又は住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下期日）

第7 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（補助金の請求）

第8 申請者は、第7の規定により決定された補助金の交付を受けようとするときは、住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金交付請求書（様式第5号）に、住宅用太陽光発電システム設置完了報告書（様式第6号）を添えて市長に提出しなければならない。

（重複受給）

第9 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、この要綱による太陽光発電システムに関し、他の同様の目的で交付される補助金等と重複して受給することができる。

（管理）

第10 補助事業者は、太陽光発電システムを法定耐用年数の期間中、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（処分の制限）

第11 補助事業者は、法定耐用年数の期間内において、補助金の交付を受けた太陽光発電システムを処分しようとするときは、あらかじめ住宅用太陽光発電システム導入促進費補助に係るシステム財産処分承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（協力）

第12 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて売電量、買電量等の情報の提供その他の協力を求めることができる。

（補則）

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。